

新型コロナウイルスに係る施設利用料金等の取扱いについて

とちぎ男女共同参画センターでは、3月20日に栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部にて「新型コロナウイルス感染症に係る県主催のイベントの開催基準」が改定されたことに伴い、施設利用が中止された場合の利用料金等については、これに準じて下記のとおり取り扱うこととします。

記

1 取扱い

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から施設利用が中止された場合は、利用に係る利用料金及び使用料を徴収しないこととし、すでに納めていただいた利用料金等は全額還付します。

2 対象期間

令和2（2020）年2月26日（水）から当分の間の利用予約分

公益財団法人とちぎ男女共同参画財団